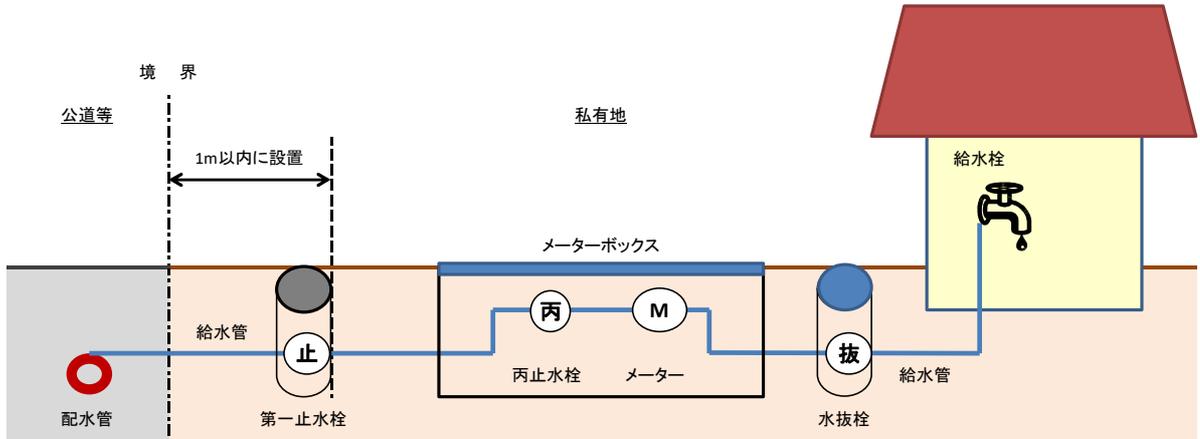


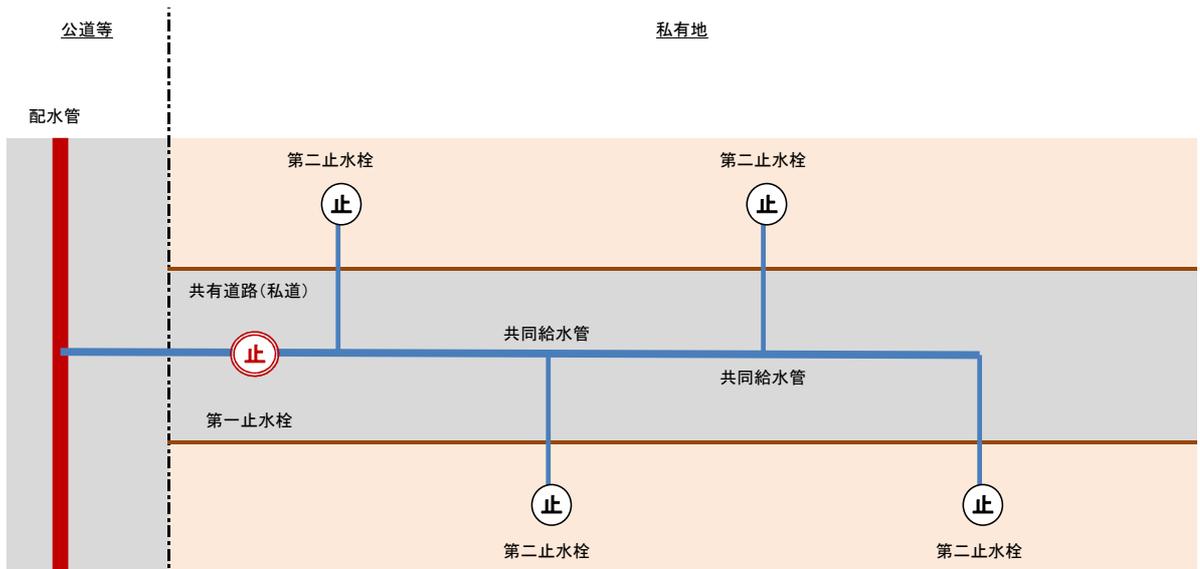
個人給水管



区分	公道部分	宅地部分
財産	市	お客様(所有者、ただし水道メーターは除く)
維持管理	市	お客様(所有者、使用者等)
漏水修理	市 ※漏水による二次災害防止のため市が修理する。	お客様(所有者、使用者等)

※私有地内に使用中止や廃止により残置されている既設給水装置の漏水、その他事故等について、所有者の責任で処理していただきます。
 また、その給水装置の所有者が不明な場合は、家屋又は土地の所有者、その他利害関係者で、維持管理、漏水修理を行ってください。
 (市は漏水修理及び漏水等により発生した損失について責を負いません。)

共同給水管



区分	公道部分	私道部分
財産	市	お客様(所有者)
維持管理	市	お客様(所有者、使用者等)
漏水修理	市 ※漏水による二次災害防止のため市が修理する。	お客様(所有者、使用者等)